

会 議 録 ( 1 )

会 議 の 名 称	平成 2 9 年度 ( 第 4 回 ) 入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成 3 0 年 2 月 6 日 ( 火 ) 午後 2 時 0 0 分開会 ・ 午後 3 時 1 5 分閉会
開 催 場 所	入間市役所 B 棟 5 階 全員協議会室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員 ( 者 ) 氏名	1 号委員 齋藤大治、齋藤めぐみ、花島綾 晝間達夫 ( 会長代理 ) 2 号委員 粕谷光由、澤田壽一、寺師良樹、宮城公子 3 号委員 臼井秀、永田雅良、星野英一、松下庄一 ( 会長 )、 山畑雅廣 4 号委員 清尾修、寺山守夫
欠席委員 ( 者 ) 氏名	1 号委員 中沢茂樹 2 号委員 瀧仁孝 4 号委員 松川知道
説明者の職氏名	議事 ( 1 ) 平成 2 9 年度入間市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 4 号 ) ( 案 ) について 村田主幹 ( 2 ) 平成 3 0 年度入間市国民健康保険特別会計当初予算 ( 案 ) について 村田主幹 その他 ( 1 ) 報告事項 ① 平成 3 0 年度の入間市国民健康保険税の税率改定について 坂本主幹 ② 国保広域化に伴う条例改正について 坂本主幹 ③ 基金条例の廃止 ・ 制定について 村田主幹 ④ 標準保険税率及び国民健康保険事業費納付金の本算定結果について 田島副主幹 ⑤ 赤字解消 ・ 削減計画について 田島副主幹 ⑥ 入間市国民健康保険第 2 期データヘルス計画について 須田副主幹 ( 2 ) 事務連絡 次回会議予定について 村田主幹
会 議 次 第 ( 公開 ・ 非公開の別 )	別紙 「 会議録 ( 2 ) 」 のとおり ( 公開 )
非 公 開 理 由	

傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市 長 田中龍夫 健康推進部長 晝間昭彦 健康推進部次長 田代清治 国保医療課長 鈴木浩昭 国保医療課主幹 村田雄一、坂本満 国保医療課副主幹 須田香織、田島由美子 収 税 課 長 玉井栄治 収 税 課 主 幹 文字山繁夫 債権回収対策室長 豊泉兼一 健康管理課長 宮岡久 地域保健課長 須田美菜子
会議録作成方法	要点記録

## 会 議 録 ( 2 )

### 議事の概要 (経過)・決定事項

- 1 開会 (司会)
- 2 会長あいさつ (松下会長)
- 3 市長あいさつ (田中市長)
- 4 議事 (議長：会長)
  - (1) 平成29年度入間市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) (案) について (事務局からの説明後に全員了承)
  - (2) 平成30年度入間市国民健康保険特別会計当初予算 (案) について (事務局からの説明後に全員了承)
- 5 その他
  - (1) 報告事項
    - ①平成30年度の入間市国民健康保険税の税率改定について
    - ②国保広域化に伴う条例改正について
    - ③基金条例の廃止・制定について
    - ④標準保険税率及び国民健康保険事業費納付金の本算定結果について
    - ⑤赤字解消・削減計画について
    - ⑥入間市国民健康保険第2期データヘルス計画について
  - (2) 事務連絡  
次回会議予定について
- 6 閉会 (晝間会長代理)

会議録(3)

発言者	発言内容
<p>事務局長 市長 市長 市長</p>	<p>開会(省略) 会長あいさつ(省略) 市長あいさつ(省略)</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の出席委員は15名で、欠席は中沢委員、瀧委員、松川委員になります。定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。本日の会議の議事録署名委員は、1号委員から齋藤大治委員、4号委員から寺山委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議題1、平成29年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)について、事務局より説明願います。</p> <p>平成29年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)の説明の前に、第3号補正予算について、ご報告申し上げます。</p> <p>予算の補正にあつては、本来、協議会のご承認をいただかなければならないところですが、緊急に補正する必要があったことから、市議会12月定例会において、第3号補正をさせていただきました。</p> <p>補正内容についてですが、資料1の5ページをご覧ください。</p> <p>歳出ですが、5ページの一番右の列、補正第3号の款1総務費 項1総務管理費 目1一般管理費について、214万5千円の増額補正をいたしました。これは、主に平成30年度からの国保広域化に伴い、国民健康保険団体連合会と加入者の資格情報の連携をするためのシステムの導入が必要となったことと、マイナンバーに係る提供データに新たな項目が追加されたことにより、国保税システムの改修が必要となったことによるものです。</p> <p>次に、1ページをご覧ください。歳入ですが、1ページの一番右の列、補正第3号の款3国庫支出金については、19万8千円の増額補正をいたしました。これは、歳出で説明しましたシステム改修費用に対する補助金の受入れなどによるものです。款6県支出金22万8千円については、昨年9月の被保険者証更新時に、県が作成した広域化に関するチラシを同封したことに対する郵送料の補助金を受け入れるものです。第3号補正の報告につきましては、以上になります。</p> <p>それでは、補正予算(第4号)(案)について説明いたします。</p> <p>今回の補正予算は、主に、歳入予算では前期高齢者交付金及び共同事業交付金を交付額の確定等に基づいて減額し、歳出予算では、保険給付費及び共同事業拠出金を支払い実績に基づき減額するものです。</p> <p>また、一般会計から、法定繰出金の増額分及び歳入歳出の収支不足分の受け入れにより調整し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,284万4千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ186億5,318万7千円とするものです。</p> <p>それでは、歳入予算の主な補正内容について説明いたします。資料の1ページ、2ページをご覧ください。</p> <p>今回の第4号補正による補正額は、右側のページの左端の列、補正第4号の列に記載しています。その右側の列、予算現額が補正後の予算額となります。</p> <p>また、説明につきましては、予算科目の「款」ごとに説明をさせていただきます。</p>

<p>会 長 清尾 委員         事 務 局</p>	<p>まず、歳入予算ですが、(款1)国民健康保険税6,496万2千円の増額は、一般被保険者については、賦課実績による賦課額の増と、収納率の上昇により、増額を見込むものです。退職被保険者等については、当初見込みよりも被保険者数が大幅に減少していることから、減額いたしますが、国保税全体としては、増額を見込むものです。</p> <p>次に、(款3)国庫支出金1億2,124万1千円の減額は、平成28年度の実績から、調整交付金は増額を見込むものの、歳出の保険給付費の減額に伴い、療養給付費等負担金の減額を見込むことから、減額となるものです。</p> <p>(款4)療養給付費等交付金4,899万5千円の減額は、退職被保険者等の医療費に対し、社会保険診療報酬支払基金より交付されるのですが、12月の交付内示額の変更に伴い、減額を見込むものです。</p> <p>(款5)前期高齢者交付金3億7,799万7千円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの交付額の確定通知に基づき、減額するものです。</p> <p>次に資料3ページ・4ページをご覧ください。</p> <p>(款7)共同事業交付金1億8,296万円の減額は、国民健康保険団体連合会の見込額の通知に基づき、減額を見込むものです。</p> <p>(款9)繰入金1億6,900万円の増額は、主に、今回の補正による歳入不足について、一般会計からその補填として1億6,819万7千円を受け入れるためのものです。</p> <p>歳入予算の説明につきましては以上です。</p> <p>続きまして、歳出予算の補正内容について説明いたします。資料の5ページ、6ページをご覧ください。</p> <p>(款2)保険給付費3億8,079万円の減額は、一般被保険者の保険給付費については、当初予算の見込みよりも被保険者が減少していること、また、一人当たりの医療に係る療養給付費が見込みほど増加していないことから、減額を見込むものです。退職被保険者等については、当初見込みよりも被保険者数が大幅な減少をしていることから、減額を見込むものです。ただし、一般被保険者の高額療養費と、出産諸費については、これまでの実績に基づき、増額をしています。</p> <p>(款7)共同事業拠出金1億3,683万5千円の減額は、歳入と同様、埼玉県国民健康保険団体連合会からの見込額の通知に基づき、減額をするものです。</p> <p>7ページ、8ページをご覧ください。</p> <p>(款11)諸支出金の6,304万9千円の増額は、過年分の国の療養給付費等負担金等を精算するために計上するものです。</p> <p>平成29年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)の説明につきましては以上となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>何かご質疑等ございますか。</p> <p>資料1の4ページ、(款9)繰入金の法定外繰入金について、当初の予算額より1億6,819万7千円の増額となっておりますが、一方で、前年度の決算額と比較すると、3千8百万円ほど減額になっております。当初見込んでいたより、増額となる理由を教えてください。</p> <p>資料1の1ページ、(款5)前期高齢者交付金について、今回の補正で3億7,800万円ほど減額しているのですが、この大幅な減額が法定外</p>
--	--

<p>会 長 会 長 会 長 事 務 局</p>	<p>繰入金を増額させる大きな要因となっております。前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳の医療費を全保険者が負担しますが、全国規模で算定されるため、正確な交付額を見極めることが難しく、最終的な決定額と当初予算額で4億円ほどの乖離が生じたということです。</p> <p>他に何かありますか。 (質疑なし)</p> <p>平成29年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)(案)については、ご了承いただいてよろしいでしょうか。 (意義なし)</p> <p>議案のとおり了承します。 次に議題2、平成30年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)について、事務局より説明願います。</p> <p>平成30年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)の説明の前に、この予算に大きく関わるものとして、次第5その他、報告事項の①平成30年度の入間市国民健康保険税の税率改定について、坂本主幹より報告いたします。</p> <p>報告事項の①平成30年度の入間市国民健康保険税の税率改定につきまして、報告いたします。</p> <p>平成29年10月10日開催の運営協議会にて承認をいただきました、答申に基づく第2回目の税率改定につきまして、市議会12月定例会へ提案し、可決されました。これにより、平成30年度分から税率改定後の改定内容により賦課いたします。</p> <p>国保加入者等の方々へのご理解とご協力をいただきますよう、税率改定の周知につきましては、2月1日号の市報及び市公式ホームページに掲載いたしました。また、市公式ホームページで世帯ごとに税率改定後の試算ができる試算入力表を掲載しております。なお、今後も、市広報等での周知を図って参ります。</p> <p>報告は以上となります。</p> <p>それでは、平成30年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)について、説明いたします。</p> <p>資料につきましては、資料2-(1)、2-(2)になります。</p> <p>資料2-(1)には、当初予算の全体像と、歳入歳出の各科目の金額を記載しています。資料2-(2)は、主な歳入、歳出予算の内容についてとりまとめた概要になります。</p> <p>説明につきましては、資料2-(1)を基に説明いたします。</p> <p>平成30年度については、国保広域化により、予算構成が大幅に変更となることから、まず、予算構成について、説明いたします。</p> <p>はじめに、3ページをご覧ください。</p> <p>国民健康保険制度改革後、広域化後の国保財政の概要について、説明いたします。</p> <p>国保広域化により、財政運営の責任主体が埼玉県となり、入間市国保が負担すべき医療費、後期高齢者支援金、介護納付金を国民健康保険事業費納付金として、県に納付することになります。また、市が支払う保険給付に必要な費用は、全額、県から交付されることになります。</p> <p>具体的には、イメージ図の左側、現行の制度では、市が支出する保険</p>
--------------------------------------	---

給付費に対して、前期高齢者交付金や、国・県支出金である公費を市が収入しています。これが、広域化により、右側の改革後のイメージになります。前期高齢者交付金や国の支出金は、すべて県の収入となります。そして、市が負担すべき納付金を県に収めることとなります。市の収入に公費が一部残りますが、これは一般会計繰入金の法定分の繰入金になります。

広域化後の国保財政の概要については、以上です。

次に、広域化後の市の予算編成、科目構成の変更点について説明いたします。1ページをご覧ください。

歳入の予算構成についてですが、左側が現行の平成29年度、右側が広域化後の平成30年度になります。

まず、平成29年度ですが、広域化により廃止となる科目は、網掛けをしてある科目になります。款3国庫支出金の一部と、款4療養給付費等交付金、款5前期高齢者交付金については、県の歳入となることから、科目を廃止いたします。また、款7共同事業交付金については、平成29年度をもって事業が廃止されることから、科目を廃止いたします。

次に、平成30年度ですが、新たに設定する科目は、網掛けをしてある科目になります。款4県支出金の保険給付費等交付金ですが、市が支払う保険給付費を県が全額負担することになりますが、それを受け入れるために新設する科目になります。

款6繰入金項2基金繰入金に財政調整基金繰入金を新設しますが、内容については、後ほど、改めて説明いたします。

款8諸収入の療養給付費等負担金・交付金については、過年度負担金の精算による交付金を受け入れられるよう設定したものです。

次に、2ページをご覧ください。歳出の予算構成についてですが、左側、平成29年度をご覧ください。

廃止となる科目ですが、款3後期高齢者支援金等、款4前期高齢者納付金等と、款6介護納付金については、県の歳出となることから、科目を廃止いたします。また、款5老人保健拠出金は、平成29年度をもって、社会保険診療報酬支払基金が行う業務が終了となることから、科目を廃止します。款7共同事業拠出金については、歳入と同じく平成29年度をもって事業が廃止されることから、科目の一部を廃止いたします。

また、款9の準備積立金、保険給付費支払基金の積立金と、款11の高額療養費つなぎ資金貸付基金繰出金の科目の廃止については、歳入の財政調整基金と併せて、後ほど説明いたします。

次に、平成30年度ですが、新たに設定する科目は、款3国民健康保険事業費納付金、これは市が負担すべき費用を県に納付するための科目になります。次に、款6財政調整基金積立金の科目を設定いたします。

予算編成の変更についての説明は、以上となりますが、ここで、財政調整基金等の説明をさせていただきたいと思っております。説明内容につきましては、次第5その他、報告事項の③基金条例の廃止・制定になります。資料4をご覧ください。

一点目の「入間市国民健康保険財政調整基金条例(案)」についてですが、平成30年度からの国保広域化に伴い、県へ納付する国民健康保険事業費納付金に支払金不足が生じた場合など、その不足金への充当が可能な基金の設置が必要となります。

また、現在設置しています「入間市国民健康保険の保険給付費支払基金」では、支払金不足への充当範囲が、保険給付費に限定されていることから、国保広域化後の支払金不足に対応することができません。このことから、国保財政の安定化を図り、もってその健全な運営に資するため、「入間市国民健康保険財政調整基金」を、平成30年4月1日より、新たに設置するものです。なお、「財政調整基金」の設置に伴い、「保険給付費支払基金」を、廃止するものです。

次に、二点目の「入間市国民健康保険高額療養費つなぎ資金貸付基金条例を廃止する条例（案）」についてですが、この基金は、医療機関での高額療養費に係る一部負担金（窓口負担）の支払いが困難な者に対して、その支払いに必要な資金の貸し付けを行うため、平成11年度に設置いたしました。また、被保険者の一時的な負担を軽減するための、高額療養費に係る限度額適用認定証の交付は、従来、医療機関での入院に限られていましたが、平成24年度の制度改正により、入院以外のものについても交付できるようになり、一部負担金に係る高額療養費のすべてが現物給付化（窓口負担不要）されました。この制度の拡充に伴い、平成24年度以降は、基金による貸し付けはなく、また、資金を貸し付ける必要がなくなっていることから、「入間市国民健康保険高額療養費つなぎ資金貸付基金条例」を平成30年4月1日から廃止するものです。また、この条例の廃止に伴い、同条例施行規則も廃止いたします。

この二つの条例（案）の廃止、制定につきましては、市議会3月定例会に提出いたします。基金条例の説明につきましては、以上となります。

それでは、平成30年度当初予算（案）の説明に戻ります。

資料の4ページ、5ページをご覧ください。当初予算の概要、全体像になります。

円グラフで歳入、歳出予算の全体像を表したものになります。左のページが歳入、右のページが歳出になります。まず、歳入についてですが、グラフを時計で例えますと、0時から2時半の部分が、歳入の根幹をなす国民健康保険税で、歳入予算全体の約21%を占めています。次にグラフの2時半から11時の部分ですが、保険給付費を支払うために県から交付される交付金等で、全体の約70%を占めることとなります。次に、11時から11時半過ぎまでの部分、「一般会計繰入金」ですが、低所得者の保険税の軽減などに対する国・県からの補填金、いわゆる法定分と、歳入歳出の収支不足を補うため、一般会計に助けてもうお金の法定外繰入金で、全体の約7%になります。残る12時までは、廃止する基金からの繰入金とその他の収入になります。

続きまして、右のページ、歳出についてですが、0時から8時半の部分が、市が保険者として、被保険者や医療機関に支払う医療費等の保険給付費で、歳出予算全体の約69%を占めています。8時半から11時半の部分は、県に納付する国民健康保険事業費納付金で、約27%を占めています。残る12時までの部分は、保健事業や事務に係る経費と、財政調整基金への積立金になります。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ154億2,186万5千円を見込んでいます。前年度対比で、33億6,750万8千円、率にして約18%の減額となります。大幅に減額となったのは、主に、高額医療費などの共同事業が無くなったことによるものです。

全体像についての説明は、以上です。  
続きまして、歳入、歳出の主なものについて説明いたします。  
6ページ、7ページをご覧ください。

歳入予算についてですが、網掛けをしてあります科目「款」毎に説明いたします。左の科目の次の列が平成30年度予算額、その次の列が平成29年度の予算額、右のページにある次の列が比較増減額となります。

(款1) 国民健康保険税32億3,601万7千円は、前年度対比1,772万8千円、率にして0.54%の減額としました。税率改定による現年課税分については、約1億円の増額となっています。改定による効果額は、約2億1,000万円、一人当たりでは約5,700円の増を見込んでいますが、被保険者数の減少により、予算額上では、約1億円の増となっています。

また、収納率については、現年課税分は93.28%、滞納繰越分は23.70%を見込んでいます。

次に、(款4) 県支出金107億4,114万1千円は、前年度対比98億329万7千円の増額となります。これが、市が支払う医療費などに対して、交付される県の交付金ですが、これまでの国や社会保険診療報酬支払基金からの交付金を含んでいることから、大幅な増額となりました。

8ページ、9ページをご覧ください。

(款6) 繰入金14億234万7千円のうち、10億7,850万円は、一般会計からの繰入金で、そのうちの法定分は、6億999万7千円で、前年度とほぼ同額になります。法定外繰入金は、4億6,850万3千円で、前年度対比1億550万6千円、率にして18.38%の減額を見込みました。これは、税率改定による効果と、広域化に伴う国の財政支援等の効果によるものとなります。残る、3億2,384万7千円は、廃止する基金からの繰入金です。

歳入予算の説明につきましては、以上です。

続きまして、歳出予算について説明いたします。12ページ、13ページをご覧ください。

(款1) 総務費6,553万円は、前年度対比1,342万5千円、率にして17.00%の減額を見込みました。減額の主な要因は、平成29年度は、国保広域化に伴うシステム改修に係る費用が多かったことによるものです。

(款2) 保険給付費106億4,761万3千円は、前年度対比4億9,062万4千円、率にして4.40%の減額を見込みました。これは、一人当たり医療費は増額を見込むものの、被保険者数の減少見込みにより、減額となるものです。

14ページ、15ページをご覧ください。

(款3) 国民健康保険事業費納付金41億2,461万円ですが、人間市が市の負担分として県に収める、医療費分、後期高齢者支援金分、介護保険分の負担金になります。

次に、(款5) 保健事業費2億3,257万円は、昨年度とほぼ同額を見込みました。後ほど報告させていただきます、第2期データヘルス計画に基づき、被保険者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

<p>会 長</p>	<p>(款6) 基金積立金3億2,384万7千円は、新たに設置する「財政調整基金」への積立金になります。</p> <p>平成30年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)の説明につきましては、以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。</p> <p>ただいまの説明に対し、何かご質疑等ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>平成30年度入間市国民健康保険特別会計当初予算(案)については、ご了承いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(意義なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、議案のとおり了承します。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、これで議長の任を解かせていただきます。事務局に進行をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは報告事項につきまして、事務局より報告等させていただきます。</p> <p>報告事項の②国保広域化に伴う条例改正について、説明をさせていただきます。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>国民健康保険制度改革(広域化)に伴い、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されまして、地方税法等の関係法令が平成30年4月から一部改正することから、以下の条例の一部を改正いたします。</p> <p>この改正につきましては、上位法の改正により、条例改正をする必要が生じたことから改正するものです。</p> <p>それでは、条例改正内容について、ご説明致します。</p> <p>入間市国民健康保険税条例第2条・第5条の2の一部改正についてですが、地方税法の一部が改正されたことにより、国民健康保険事業に要する費用に県へ納める納付金に加わることに伴い、課税額の規定を改めるとともに条文の整備を行うものです。平成30年4月1日から施行となります。</p> <p>次に、入間市国民健康保険条例第1条・第2条・第5条の一部改正についてですが、国民健康保険法の一部が改正されたことにより、国民健康保険運営協議会に関する表記等を改めるものです。平成30年4月1日から施行となります。</p> <p>以上の条例(案)を市議会3月定例会へ提出します。</p> <p>なお、条例改正の条文につきましては、裏面から「新旧対照表」をご覧いただきまして、右側が現行、左側が改正案となっており、下線を引いた部分が改正内容となります。</p> <p>以上で、国保広域化に伴う条例改正に関する説明とさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項の④標準保険税率及び国民健康保険事業費納付金の本算定結果につきまして、ご説明いたします。</p> <p>これまでの運営協議会におきましてご報告をさせていただきましたよ</p>

うに、平成30年4月からの国保広域化により各市町村が県へ納める納付金と標準保険税率についてこれまで4回の試算が行われてきましたが、ここで本算定として最終的な納付金の額と標準保険税率が確定し、県から示されましたのでご報告をさせていただきます。

それでは、資料5をご覧ください。こちらは、平成26年度以降の保険税の税率と、前回の運営協議会以降に県から示された秋の仮算定と本算定による標準保険税率の一覧でございます。

この表の下の方の太いグレーの網掛けの部分が、今回の本算定により確定した入間市の標準保険税率で、4方式と2方式の2パターンの税率を記載してあります。

また、先ほど報告事項の冒頭にご報告いたしました、2回目の税率改定後の平成30年度税率につきましても、参考といたしまして、同様にグレーの網掛けをしてあります。

続きまして、裏面をご覧ください。こちらは、確定した標準保険税率により試算した賦課額の比較表と、確定した納付金の状況でございます。

まず上の表ですが、平成29年度と平成30年度の税率と、確定した標準保険税率でそれぞれ賦課額を試算した結果でございます。なお、この試算は、平成29年4月1日の加入状況をもとに行っております。

この試算によりますと、2回目の税率改定を行った平成30年度の賦課額よりも、標準保険税率を用いた賦課額の方が1億7千万円余り多くなっております。

なお、1月30日に県が公表し、新聞で報道された記事によりますと、入間市の1人当たり保険税必要額は100,845円となっております。市の試算による金額とは差が生じていますが、これは県と市で積算方法や推計被保険者数が異なるためであります。

次に、下の表をご覧ください。

こちらは、本算定により示された、入間市が平成30年度に埼玉県へ納める納付金の確定額と、先ほどご審議いただいた当初予算における納付金の予算額であります。

本来であれば確定した納付金の額で当初予算の策定をすべきところですが、時期的に間に合わなかったことから、やむを得ず秋の仮算定で示された額が予算額となっております。

秋の仮算定による額に比べ、本算定による額の方が約368万円多かったことから、このままでは予算が不足することになりますので、その差額につきましては、適切な時期に補正予算として対応したいと考えております。

以上で、標準保険税率及び国民健康保険事業費納付金の本算定結果に関する説明とさせていただきます。

続きまして、報告事項の⑤赤字解消・削減計画につきまして、ご説明いたします。資料6となります。

国民健康保険の広域化により、今後各市町村は県から示される標準保険税率等を参考にしながら、法定外繰入金のうち、赤字補てんのための繰入金を解消するものとされています。

昨年9月に県が策定した「埼玉県国民健康保険運営方針」におきましても、「赤字市町村は、赤字の要因分析を行った上で、赤字解消計画書を作成し、収納率の向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化の

取組、適正な保険税の設定等により、できる限り赤字の解消・削減を図ります。」との規定があり、この方針に基づき各市町村は平成35年度までに赤字が解消されるよう赤字解消・削減計画を作成することとなります。

ただし、現時点では国からの正式な通知がされておらず、県からも参考として資料6の様式等が示されている状況となっております。

そのため、まだ具体的な数字等はお示しできませんが、入間市においても解消すべき赤字があることから、今後国・県からの正式な通知が届き次第、赤字解消・削減計画を策定したいと考えております。

以上で、赤字解消・削減計画に関する説明とさせていただきます。

続きまして、入間市国民健康保険第2期データヘルス計画について報告いたします。資料7をご覧ください。

昨年5月の協議会で、特定健康診査の結果や国保データベースシステムの情報を活用し、データ分析を行い、これまで行ってきた保健事業の評価と見直しを図りながら、平成30年度からの「第2期データヘルス計画」を策定いたしますことを報告させていただきました。

昨年12月には、計画の素案を委員の皆様を送付いたしました。お忙しいなか、ご確認いただきましてありがとうございます。

いただいたご意見等を踏まえ、事務局で修正を加えましたので、説明させていただきます。

計画書の1ページ「第1章 基本的事項」の「1. 計画の趣旨」の、大きな段落の上から3つ目の文章中に「ポピュレーションアプローチ」という言葉がありますが、ポピュレーションアプローチという言葉の意味が分かりづらいということで、説明を記載いたしました。ポピュレーションアプローチとは、集団全体に働きかける予防方法になります。被保険者をリスク別に分けた時、健康啓発などを集団全体に働きかけるポピュレーションアプローチを進め、また、疾患を発症しやすい高いリスクを持った人に働きかける予防方法「ハイリスクアプローチ」として、重症化予防を行うなど、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを用いて、それぞれターゲットを絞った保健事業の展開や網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められていることとなります。

次ページをご覧ください。この計画は、国の指針「健康日本21（第2次）」に示された「健康寿命の延伸と健康格差の縮小等を基本的な方向性とする」という基本的な方針を踏まえていますが、その他にも、埼玉県の指針「健康埼玉21」と、図に記載があるように、「第6次入間市総合計画」、「第2次健康いるま21計画」及び関連計画「入間市歯と口腔の健康づくり基本計画」、「第2次元気いるま食育推進計画」と整合が十分に図られた計画とし、「元気いるま福祉プラン」、「入間市スポーツ推進計画」との連携も図られた計画とします。

データ分析結果に基づく健康課題の抽出、目標の設定、保健事業の内容等につきましては、大きな修正はありません。

特定健康診査や特定保健指導の結果、レセプトデータ、介護データ等の分析の結果からみえてきた課題等を踏まえ、43ページになりますが、目指すべき方向性を「被保険者一人ひとりが特定健康診査を受診して自分の健康状態を把握し、必要となる生活習慣の改善や医療機関を受診することで、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、被保険者の生活の質

	<p>の維持・向上及び健康寿命の延伸を図り、併せて、医療費の適正化に資することを旨とする」と設定いたしました。設定した目的を達成するため、それぞれ目標を定め、目標を達成するために必要な保健事業を46ページから記載のあるように、(1)特定健康診査の受診促進、(2)特定保健指導の利用促進、(3)糖尿病の重症化予防、(4)高血圧者受診勧奨、(5)ジェネリック医薬品利用促進、(6)重複・頻回指導の促進、(7)人間ドック等の助成、(8)その他検診の同時受診の促進、(9)自己健康管理啓発の促進と定めました。計画に掲げた目標が達成できたか、事業の執行は適正であったか等、評価を行ってまいります。</p> <p>今後につきましては、計画の最終確認を行ったあと、内部決裁をあげ、3月に計画の決定となります。決定後、委員の皆様へ計画書を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、入間市国民健康保険第2期データヘルス計画の説明を終わります。</p> <p>何か質問等ございますか。</p>
清尾委員	<p>第2期データヘルス計画について、計画書の50ページ「重複・頻回指導の推進」で、重複・頻回受診者、重複服薬者及び薬剤併用禁忌対象者に対し、保健指導等を実施しているということですが、私共の全国健康保険協会埼玉支部健康保険でも、重複受診・重複服薬者の指導に大変苦労しているところです。入間市では、保健指導をどのように行っているのか教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>市の保健師が、対象者宅を訪問し、適正な医療機関へのかかり方や服薬の仕方について、面談指導を行っています。訪問後は、状況が改善されているか確認し、再指導を行っています。</p>
清尾委員	<p>保健師ですと、薬については専門ではないかと思いますが、重複服薬者に対しても対応されているのですか。</p>
事務局	<p>処方の問題のある者については、埼玉県助言等を受けながら、対応については調整をしていきたいと考えています。</p>
澤田委員	<p>第2期データヘルス計画の52ページ、特定健康診査受診率の目標値が平成35年度に60%となっていますが、健診を受診していない者に受診するよう働きかけることが重要だと思います。行政側があらゆる団体にもっと働きかけを行うべきだと思います。広報紙に掲載する、ポスターを作る等だけではなく、区長会など、色々な団体の行事等で呼びかけをしていかないと、受診率はなかなか伸びないと思います。飯能市では4、5年前に職員が車でビラ配りを行ったら受診率が伸びたと聞きました。職員が出向くから伸びるのです。そのような努力をもう少しした方がよいと思います。</p>
事務局	<p>特定健康診査の受診率については、なかなか伸びないのが現状です。計画書の46ページにもありますが、現在、年度当初に健診のお知らせを送付、7月に3年連続未受診者に受診勧奨し、10月に当該年度未受診者に受診勧奨を行っています。また、PR活動についても色々努めているところですが、ご指摘をいただきました点については積極的に考えていきたいと思っています。</p>
永田委員	<p>特定健康診査については、実施期間を6月から12月にしていますが、延長する案はないのですか。</p>
事務局	<p>担当でも、年明け以降に実施することができないか検討しているところ</p>

清尾委員	<p>ろですが、具体的にはまだ申し上げることはできません。</p> <p>今年度から、私共の全国健康保険協会埼玉支部では、12月までに特定健康診査を受診できなかった方に対して、1月から3月に県内市町村の会場で集団健診を実施しています。入間市では2月20日に入間市民会館で集団健診を行う予定です。今年度、受診できるのは全国健康保険協会の加入者、被扶養者の方のみですが、今後は、市町村と連携して集団健診やがん検診を実施できればと考えています。受診率向上のための検討の一つに加えていただければと思います。</p>
事務局	<p>他に何かありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
事務局	<p>それでは、事務連絡を申し上げます。</p> <p>次回の会議の予定になりますが、緊急な案件がなければ、5月中旬の開催を考えています。後日、改めて通知いたしますので、ご出席賜りますようお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上になりますが、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>
事務局	<p>それでは、閉会のあいさつを晝間会長代理、お願いいたします。</p> <p>(晝間会長代理あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>